

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特第 27 号 61 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 政令第 233 号
【管轄省庁】	防衛省
【施行期日】	防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 59 号）の施行の日〔平成 22 年 12 月 1 日〕から施行
【制定の根拠】	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）第 11 条第 2 項及び第 11 条の 3 第 1 項、同法第 14 条第 2 項並びに附則第 7 項 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 13 条の 2 第 2 項及び第 14 条第 1 項、防衛省の職員の給与等に関する法律第 27 条の 3 第 2 項（同法附則第 9 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 27 条の 4 第 1 項、同法附則第 5 項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第 8 項
【法令のあらまし】	<p>【防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若年定年退職者給付金の額の調整に係る給与年額相当額の算出について、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げを反映させる。（第24条関係） 2 防衛省の職員の給与等に関する法律附則第5項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（「減額職員」という。）に対する勤務時間当たりの給与額については、当分の間、減額する。（原始附則第4項関係） 3 減額職員に対する俸給の特別調整額は、当分の間、減額する。（原始附則第5項関係） 4 減額職員に対する特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、当分の間、減額する。（原始附則第6項～第13項関係） 5 防衛省の職員の給与等に関する法律附則第7項に規定する減ずる額の計算その他防衛省の職員の給与等に関する

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>る法律附則第5項及び第6項の規定の実施に関し必要な事項については、一般職の国家公務員の例による。(原始附則第14項関係)</p> <p>6 減額職員である若年定年退職者に対する若年定年退職者給付金の額の算定基礎となる俸給等の額については、当分の間、減額する。(原始附則第15項及び第16項関係)</p> <p>【防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正】 俸給の特別調整額の定額化に伴う経過措置による額を改める。(附則第2条関係)</p>
【改正される法令】	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 (昭和 27 年政令第 368 号)</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 19 年政令第 57 号)</p>